第2章 鉄道交通安全施策の現況

第 1 節 鉄道交通環境の整備

1 鉄道施設の点検及び整備

鉄道交通の安全を確保するためには,基盤である 線路施設について常に高い信頼性を確保する必要が あり,土砂崩壊,落石,雪崩等による施設の被害を 防止するため,防災設備の整備を促進するととも に,鉄道事業者に対し,適切な保守及び整備を実施 するよう指導した。

また,地方中小鉄道については,平成14~15年度に実施した安全性緊急評価の結果に基づき策定した保全整備計画により,施設,車両等の適切な維持・改修等を実施するよう指導した。

2 運転保安設備の整備

JR西日本福知山線列車脱線事故を踏まえて改正 した技術基準に基づき,曲線,分岐器,線路終端, その他重大な事故を起こすおそれのある箇所への ATS等の整備促進を図った。

3 鉄道の地震対策の強化

新幹線の高架橋柱及び在来線の高架橋柱について 耐震補強の促進を図った。

また,今後発生が予測される大規模地震に備え, 緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅 において耐震補強の緊急的実施を進めた。

4 地下鉄道の火災対策の推進

地下鉄道の火災対策基準に適合していない地下駅 等については利用者の安全を確保するため,早期に 火災対策施設を整備する必要があり,火災対策施設 の整備促進を図った。

第2節 鉄道の安全な運行の確保

1 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上動力車操縦者(以下「運転士」という。)の資質の確保を図るため,動力車操縦者運転免許試験を実施した。また,運転士の資質の向上を図るため,運転士の教育手法の在り方や職場環境の改善方策等について検討を進めた。

鉄道事業者は,乗務員及び保安要員の適性の確保 を図るため,定期的に適性検査を実施した。

2 列車の運行及び乗務員等の管理の改善

適切な運行管理体制を確立するため,迅速かつ的確な運転指令体制づくりに努めるよう鉄道事業者を指導した。

乗務員等の管理については,乗務員等の安全意識 を高めるとともに,乗務員等がその職務を十分に果 たし,安全運転を確保することができるように,就 業時における心身状態の把握を確実に行い,安全管 理に努めるよう鉄道事業者を指導した。

3 鉄道交通の安全に関する知識の普及

鉄道事業者は,学校,沿線住民,道路運送事業者等に対し,全国交通安全運動等の機会をとらえて,ポスターの掲示,チラシ類の配布等による踏切事故防止キャンペーンを実施することにより,踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識の普及及び意識の高揚を図った。

また,建設工事・保守作業等施設の建設・保守に 携わる作業員についても,安全対策の徹底を図るよう,鉄道事業者を指導した。

4 鉄道事業者に対する保安監査等の実施 保安監査の充実

鉄道の安全運行を確保するため、鉄道事業法等に基づき、鉄道事業者等に対し保安監査を実施し、輸送の安全確保の取組状況、施設及び車両の保守管理の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行った。